

サービス利用規約

第1条 契約の成立

- 1) お客様は、次のいずれかを実行することにより、このサービス利用規約(以下「本規約」という)のすべての条項に同意したものとみなされ、お客様と富士フィルム BI(第2条(a)で定めます)との間に、本規約の内容で本サービスの利用に関する契約が成立します。
 - (a) 本サービス用の富士フィルム BI のウェブサイト上の『承諾』、『同意』またはそれらと同種のボタンをクリックしたこと、
 - (b) 別途富士フィルム BI またはサービス販売業者を通じて本サービスの利用に関する契約を締結したこと、または
 - (c) 本サービスの利用を開始したこと。
- 2) お客様が第三者(お客様がその従業員である会社/組織を含む)の代わりに本規約に同意する場合または同意したとみなされる場合、お客様は、かかる同意をするための必要な権限を有するとともに、かかる同意につき責任を負うことを了承します。この場合、本規約における「お客様」とはその第三者を指すものとします。
- 3) 富士フィルム BI は、いつでも本規約を変更することができるものとします。ただし、それらの変更は、変更後の内容がお客様の一般の利益に適合する場合、または本サービスの目的に反せず、かつ変更の必要性・相当性がある場合に限りです。富士フィルム BI が本規約を変更する場合、富士フィルム BI は、変更内容および効力発生日を事前に相当期間をもって富士フィルム BI が指定する Web サイトまたは電子メール、その他の方法によりお客様に通知するものとします。効力発生日から、お客様には変更後の規約が適用されます。変更内容に同意できない場合、お客様は効力発生日までに解約できるものとします。

第2条 定義

本規約における用語の定義は次の通りとします。

- (a) 「富士フィルム BI」とは、その本店を日本国東京都港区赤坂 9-7-3(郵便番号 107-0052)に置く日本国法人である富士フィルムビジネスイノベーション株式会社をいい、本サービスをお客様に提供する事業者をいいます。
- (b) 「本サービス」とは、富士フィルム BI がお客様に提供するサービスで、お客様がサービス販売業者を通じて注文または申込みをしたサービスをいいます。
- (c) 「サービス販売業者」とは、お客様が本サービスの利用のためインターネット経由で本サービスを注文または申込んだ販売業者をいいます。

第3条 本サービスの利用

- 1) お客様は、本規約に同意後、本規約に従って、本サービスにアクセスし利用しなければなりません。
- 2) 富士フイルム BI は、お客様が本サービスを利用するにあたり、ファイルサイズ、格納できるデータの量、データを一度に処理できる量、その他の技術的制約などの合理的な利用上の制限を課すことがあります。具体的な条件は DocuWorks ヘルプページをご確認ください。お客様は、お客様に割り当てられたデータ格納領域の容量が上限に達する前に、技術的な条件のために本サービスが停止する可能性があることを了解します。
- 3) 本サービスは、日本にお住まいのお客様にのみ提供されています。日本以外にお住まいの方は、原則としてユーザー登録およびサービスのご利用はできません。

第4条 利用環境

- 1) 本サービスの利用には、ある特定の技術的な利用環境(サービスに適応するハードウェアデバイス、インターネットへのアクセスおよび富士フイルム BI が指定するソフトウェア(別途お客様に料金をご負担いただく場合があります)など)が必要となる場合があります前記の利用環境には定期的なアップデートおよび更新後の利用環境も含まれ、当該更新が本サービスの品質に影響を与える可能性もあります。利用環境に関する富士フイルム BI の責任は情報の提供のみであり、これらの利用環境の要求を実現することはお客様自身の責任となります。利用環境についての情報を適切に提供している限り、当該利用環境の要求の実現につき富士フイルム BI は何ら責任を負いません。
- 2) 本サービスは、外部サービスと本サービスとを ID 連携することにより、外部サービスの認証情報を利用してログインすることにより利用できる場合があります。ただし、富士フイルム BI に責めに帰すべき事由がなく、外部サービスに起因して本サービスを利用できない場合、富士フイルム BI はいかなる保証もせず、責任を負いません。

第5条 サービス用ソフトウェアの扱い

- 1) 富士フイルム BI は、本サービスの一部としてまたは本サービスとともにお客様のデバイスにインストールされるソフトウェア(以下「サービス用ソフトウェア」という)の譲渡不可かつ非独占的使用権を、有償または無償でお客様にライセンスします。サービス用ソフトウェアに個別のラ

イセンス条件が適用される場合には、当該条件の内容を事前に表示し、お客様の同意を得た場合に限り適用されるものとします。当該使用権が有償となる場合は、事前に料金および支払条件を表示します。

- 2) サービス用ソフトウェアの使用権は、本サービスの利用に関する契約の有効期間中に、お客様がサービス利用規約に同意した時から効力を生じ、本サービスが終了するまで有効に存続します。
- 3) 前項の使用権の有効性の確認は、サービス用ソフトウェアの起動時に、クライアント PC から富士フイルム BI で管理するサーバーに対して、インターネット経由でなされます。なお、有効期間中であるにもかかわらず、インターネットの接続不良等の理由により、所定の期間継続して上記確認がなされなかった場合、お客様はサービス用ソフトウェアの利用ができなくなり、利用には再度のログインが必要となります。
- 4) お客様はサービス用ソフトウェアを 1 ユーザーあたりクライアント PC 5 台までインストールすることができるものとしますが、同一ユーザーでの同時利用は 1 台のみとします。ただし、トレイ機能に関しては前記クライアント PC 台数までの同時利用することができます。
- 5) 本サービスの利用に関する契約の有効期間中、お客様は、本サービスの一部として、サービス用ソフトウェアの新規メジャーバージョンアップ版を利用できるものとします。なお、同一契約内のユーザーは、同一のバージョンのメジャーバージョン版を利用するものとします。また、商品の延長サポート終了日を過ぎたバージョンの利用は不可とし、サポート中のバージョンをご利用いただくものとします。
- 6) お客様は、サービス用ソフトウェアが著作権法等の知的財産権によって保護され、また、機密情報または財産的情報を含むことを認識するとともに、次の行為をしないものとします。
 - (a) サービス利用規約に定める条件以外の条件により、サービス用ソフトウェアの全部または一部を使用、複製、変更、頒布、販売、貸与する行為
 - (b) サービス用ソフトウェアのソース・コードの抽出を試みることおよびサービス用ソフトウェアを改変、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルする行為
 - (c) サービス用ソフトウェアを第三者へ譲渡、販売、賃貸、使用許諾、再使用許諾する行為
 - (d) サービス用ソフトウェアの全部または一部を構成部分として組込んだプログラムを作成し、当該プログラムを開示、販売、賃貸または第三者に使用許諾する行為
 - (e) サービス用ソフトウェアに直接記録されているかまたはサービス用ソフトウェアが記録、格納されている媒体に表示されている所有権および著作権等の知的財産権の権利表示を除去、削除または変更する行為

- (f) サービス用ソフトウェアで使用するフォントの権利者が課している制限事項に違反する行為

第6条 お客様による問い合わせ

富士フイルム BI は、富士フイルム BI が指定する連絡先に送られたお客様の問い合わせに対し助言します。サービスの問い合わせは電話で受け付けるものとし、富士フイルム BI はこれに電話またはリモート等に対応するものとし、また、問い合わせの受付時間は次のとおりとします。

土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始等、富士フイルム BI 所定の休業日を除く、
9:00 から 12:00、13:00 から 17:30

第7条 再委託

富士フイルム BI は、その裁量により、本サービスの全部または一部を第三者に再委託できるものとし、ただし、富士フイルム BI は、再委託により本規約にもとづくお客様に対する責任を免れるものではありません。

第8条 サービスの変更

富士フイルム BI は、本サービスの利便性の向上、法令の制定・改廃、サービス提供に必要なシステムの維持管理、セキュリティ上の必要性、経済情勢の変動その他やむを得ない事由がある場合に限り、本サービスの内容の全部または一部を変更し、または提供を終了することができます。前記の場合、富士フイルム BI は、変更または終了の内容およびその効力発生日を、事前に相当期間をもってお客様に通知します。ただし、緊急かつやむを得ない場合には、事後速やかに通知します。本サービスの重要な機能の廃止その他お客様の利用に重大な影響を及ぼす変更が行われる場合、お客様は、当該変更の効力発生日までに本契約を解約することができます。富士フイルム BI が本サービスの全部を終了した場合で、既にサービス販売業者に支払い済みの料金のうち未提供部分があるときは、当該未提供分に相当する金額を返金します。

第9条 料金と支払い

- 1) お客様は、サービス販売業者からの請求に従って、本サービスの対価(以下「サービス料金」という)を、請求書に記載されたか、あらかじめ合意された支払方法および支払期日に従って支払います。

- 2) お客様は、お客様が第三者から提供を受ける電話サービス、インターネット接続サービス等、本サービスを利用するにあたって必要となる、本サービス以外のサービスの対価を、お客様と第三者との契約に従って支払うものとします。富士フィルム BI およびサービス販売業者は、これらの第三者が提供するサービスの対価に関し、何ら責任を負いません。

第 10 条 ユーザーおよびユーザーID の管理

1) ユーザー.

お客様は、お客様とサービス提供者との本サービスの利用に関する契約にもとづき本サービスを利用する個人(以下「ユーザー」という)に対し本規約の内容を周知するとともに、本規約の義務を遵守させ、そのユーザーの行為およびユーザーによって引き起こされた結果に責任を負います。お客様とユーザーの間で紛争、訴訟等の問題が発生した場合、富士フィルム BI は一切その責任を負わないものとします。

2) 管理者.

富士フィルム BI は、お客様に、次の役割を負う管理者(以下「管理者」という)を選任していただく場合があります。

(a) お客様のユーザーが本サービスを使用するための ID(以下「ユーザー ID」という)の登録、管理

(b) サービス提供者との連絡

お客様は、富士フィルム BI に、お客様管理者を通知するものとします。管理者を変更する場合、富士フィルム BI に通知するものとします。

- 3) 本サービスの利便性を図るため、ユーザーは、当該ユーザー自身のライセンスの失効または新規登録を行うことができ、管理者は、各ユーザーのライセンスの失効または新規登録を行うことができるものとします。

- 4) ユーザーID およびそのパスワードの使用および管理、ならびにそのセキュリティの維持に関する責任はお客様が負うものとします。ユーザーID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害について、富士フィルム BI はサービス提供に関するセキュリティ対策に関して適切な対応をとっている限り何らの責任も負わないものとします。

- 5) 富士フィルム BI は、ユーザーID とそのパスワードを使用した者をユーザーとみなすものとし、お客様はこれに同意します。

- 6) 1つのユーザーID は1ユーザーのみに対し付与され使用されるものであり、複数のユーザーにより共用されてはなりません。お客様は、ユーザーID およびパスワードを第三者に開示、譲渡、貸与、交換または共有してはならないことを認識し、管理者およびユーザーが、ユーザーID およびパスワードを第三者に開示、譲渡、貸与、交換または共有しないよう管理するものとします。
- 7) 第三者がユーザーとして本サービスを利用する場合であっても、ユーザーID およびパスワードが一致しているかぎり、当該第三者による本サービスの利用はお客様による使用として、お客様は、サービス料金ならびに適用となる税金を富士フィルム BI に支払うものとします。
- 8) お客様は、ユーザーが本サービスの最終利用日から所定の期間内に再アクセスしなかった場合、富士フィルム BI によって当該ユーザーのユーザーID を削除されることを了承します。富士フィルム BI によって当該ユーザーID が削除された場合にお客様またはユーザーに生じた損害について、富士フィルム BI は、何らの責任も負わないものとします。

第11条 お客様データおよびコンテンツ

- 1) お客様およびユーザーならびに第三者が本サービスに格納または提供するコンテンツについて、富士フィルム BI は一切の責任を負いません。
- 2) お客様およびユーザーが本サービスに格納し、または提供する場合、お客様データの内容について、富士フィルム BI は確認する義務を負いません。富士フィルム BI は、常にお客様データが社会通念上不適切なものでないかおよび本規約を遵守したものであるかを判断する権利を留保するとともに、当該お客様データが本規約に違反し、その他社会通念上適切でないと思われるときは、いつでも、予告なく、そのお客様データを事前に選別、移動、拒絶、修正および/または削除することができます。
- 3) 富士フィルム BI は、富士フィルム BI の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、本サービスの利用によって生じるお客様データおよびプログラムの破損、消失に対して責任を負わないものとします。

第12条 制限事項

- 1) 本規約に明示された場合を除き、お客様は、次の行為をしてはならないものとします。
 - (a) 本サービス上の権利を第三者に譲渡する、または本サービス上の権利に担保権を設定する行為

- (b) 富士フイルム BI が提供または許可した利用方法およびインターフェース以外の手段で、本サービスにアクセスする行為
 - (c) 第三者に本サービスの使用または便益を提供することでサービスの提供者としてふるまう行為
 - (d) 富士フイルム BI または第三者の財産権、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為
 - (e) 富士フイルム BI または第三者に不利益もしくは損害を与える行為
 - (f) 本サービスの提供を妨害する行為
 - (g) コンピューターワーム、トロイの木馬、コンピューターウイルス、またはその他有害もしくは悪意のあるプログラム(以下「有害プログラム」という)を、送信またはばら撒く行為
 - (h) 違法、中傷的、名誉毀損、プライバシー侵害、脅迫的、不法、侮蔑的、迷惑、悪意的、人種・民族差別的、性的または猥褻な行為その他社会通念上不適切な行為を行うために本サービスを使用する行為
 - (i) 法令に違反する行為
 - (j) (a)ないし(i)のいずれかを行おうとする行為
 - (k) 第三者に(a)ないし(i)のいずれかを行わせる行為
- 2) お客様は、次の事項に合意するものとします。
- (a) 富士フイルム BI が本サービスに関連して提供する指示書その他の関連書類等の書面に記載される指示事項にしたがうこと
 - (b) 本サービスの運営を妨げないよう、合理的な注意を払って本サービスを利用すること
- 3) お客様は、次の事項に自ら責任を負うものとします。
- (a) 本サービスの利用に必要な全ての機材・機器の調達
 - (b) 本サービスの利用を通じてアップロードし、ダウンロードし、転送し、または格納するあらゆるデータの使用
 - (c) 定常的なデータのバックアップおよびバックアップデータの保守・管理
 - (d) ウイルス対策ソフトの導入等の有害プログラムへの感染予防対策

第 13 条 知的財産権

- 1) 本規約は、本サービスを利用するための条件のみを定めるものであって、富士フイルム BI からお客様への本サービス(サービス用ソフトウェアを含む。以下本条において同じ)に関するいかなる権利の譲渡の条件を定めるものではありません。本サービス(本サービスのためのバックアップコピーを含む)およびまたは富士フイルム BI が提供したすべての文書および報告書(オンラインでまたは本サービスとともに公開した文書を含む)に関する全ての権利および利

益は、常に富士フィルム BI またはそのライセンサーに独占的に帰属します。お客様は、富士フィルム BI の費用負担により、本サービスに関する富士フィルム BI またはそのライセンサーが有する権利の維持・管理に必要となる合理的な協力をするものとします。富士フィルム BI またはそのライセンサーは、本規約でお客様に明示的に付与されていないすべての権利を留保します。

- 2) 本サービスは、日本国およびその他の国の著作権法および国際条約ならびにその他の法律によって保護されています。
- 3) お客様は、本サービスの構造、構成およびサービス用ソフトウェアのソース・コードが、富士フィルム BI またはそのライセンサーが排他的に所有する財産的価値のある企業秘密および機密情報であることを認識し、かつ、企業秘密および機密情報として取り扱われ保護されるべきものであることを了承します。

第 14 条 サービスの中断

- 1) 不可抗力
富士フィルム BI は、自己の責に帰さない事由(自然災害、戦争、テロ行為、暴動、労働争議、行政処置、インターネットの障害など)に起因してサービスの全部または一部が停止または中断し、もしくは不十分な提供となることについて、一切の責任を負わないものとします。
- 2) サービスの中断
富士フィルム BI は、サービス提供にかかる設備機器およびソフトウェア(サービス用ソフトウェアを含む)の保守(アップデートを含む)、工事、定期点検、不測の障害またはエラーなどのやむを得ないまたは合理的な事由による場合、本サービスの一部または全部を中断することができるものとします。本項に基づき富士フィルム BI がサービスの全部または一部を中断する場合、富士フィルム BI は、事前にお客様に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3) お客様事由による中断
富士フィルム BI は、お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
 - (a) お客様が本契約に定める義務に違反したとき、
 - (b) 本サービスの利用に関し、お客様が、直接的または間接的に、富士フィルム BI または第三者の事業に対し重大な損害(設備およびデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたときまたはその恐れがあるとき。

第 15 条 保証

- 1) 本サービスは、現時点における技術水準および運用状況を前提として提供されるものであり、富士フィルム BI は、本サービスについて、その機能、性能、正確性、完全性、有用性、特定目的への適合性等が、お客様の個別の利用目的に常に適合することまでを保証するものではありません。富士フィルム BI は、本サービスが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないよう合理的な注意をもって提供しますが、万一、富士フィルム BI の責めに帰すべき事由により第三者との間で紛争が生じた場合には、法令の定めに従い対応します。富士フィルム BI は、本サービスが常時利用可能であること、通信障害・システム障害・保守作業その他やむを得ない事由による中断が生じないこと、または一切の不具合が発生しないことを保証するものではありません。本サービスの利用により得られる情報または結果については、その有効性、正確性または信頼性を保証するものではなく、最終的な判断はお客様ご自身の責任において行うものとします。ただし、富士フィルム BI の責めに帰すべき事由により本サービスに不具合が生じた場合には、富士フィルム BI は、合理的な範囲で当該不具合の修正または回復に努めます。
- 2) 本サービスまたはその機能の全部もしくは一部は、言語または国によっては利用できない場合があります。富士フィルム BI は、本サービスまたはその機能の全部もしくは一部が、特定の場所において利用に適したものであり、または利用可能なものであることを表明しません。お客様が自ら本サービスへのアクセスおよびその利用を選択されたことにつき、その選択はお客様独自の意思によるものであり、お客様は、適用される法令を遵守する責任を負います。
- 3) 本条は、消費者契約法その他の法令により排除または制限することが認められない富士フィルム BI の責任を制限するものではありません。

第 16 条 お客様による保証

お客様は、(i)データの消失、破損もしくは配信等の遅延、(ii)本サービスの利用を通じてお客様のシステムまたは機器に感染した有害プログラム、または、(iii) 本サービスにアクセスまたは使用する者(富士フィルム BI およびそれらの再委託先の従業員を除く)による不法・違法なものに限られない全ての作為または不作為に関してまたは起因して、第三者から富士フィルム BI もしくはそのライセンサーに対してなされるあらゆる請求(富士フィルム BI もしくはそのライセンサーの故意または重大な過失に基づく請求を除く)から富士フィルム BI もしくはそのライセンサーを防御し、補償し、一切の損害を生じさせないようにするものとします。

第 17 条 賠償制限

- 1) 本規約から生じる、またはこれに関連するあらゆる事柄に対する富士フィルム BI の責めに帰すべき事由により生じる責任の総額は、軽過失の場合に限り、当該責任を生じさせる事柄の発生前 1 カ月間にお客様が本サービスを使用するために富士フィルム BI またはお客様が本サービスを購入したサービス販売業者に支払った総額(年額契約の場合には、年額を 12 で除した金額)を限度とします。本条のいかなる定めも、富士フィルム BI の故意または重過失の違法行為に対する富士フィルム BI の責任を制限および除外するものではありません。
- 2) お客様は、本サービスが、本サービスに含まれるコンテンツ、データまたは情報に関する不具合もしくは情報の遅延、またはエラーもしくは不正確性によって、死亡、身体傷害、または重大な身体もしくは環境に対する損害を引き起こされるような状況や環境(原子力施設、飛行機運航または通信システム、航空管制、生命救助または武器システムを含むがこれらに限定されない)において使用されることを意図したものでなく、また、使用に適さないものであることを了解します。

第 18 条 本サービスの提供の終了

- 1) お客様による解約
お客様は、本サービスをいつでも解約することができます。ただし、お客様が本サービスを解約しても、未払いのサービス料を支払う義務を免れるものではありません。また、この場合、富士フィルム BI およびサービス販売業者は、未提供期間に対応する料金について、返金しません。
- 2) 富士フィルム BI による終了
富士フィルム BI は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部のお客様に対する提供をいつでも終了することができます。
 - (a) お客様が本規約の規定に違反した、またはお客様が本規約に従う意思がないか、従うことができないことを明らかに示す行動をした場合、
 - (b) お客様が本サービスに対する料金を期限までに支払わなかった場合、
 - (c) 法により富士フィルム BI または富士フィルム BI が本サービスを終了することが義務付けられた場合(お客様に対する本サービスの提供が違法である、または違法となった場合など)、
 - (d) 富士フィルム BI または富士フィルム BI が、本サービスの全体または一部を中止することを決定した場合(法律の変更により、お客様の国・地域で本サービス提供を継続することが実際的でなくなった場合など)、

(e) お客様が無償で本サービスを利用している場合、6 か月以上本サービスが利用されなかった場合、または

- 3) 富士フイルム BI は、前項のほか、相応の理由があると客観的に認められる事由により、当該サービスの提供を終了させることができます。ただし、この場合、富士フイルム BI は当該終了日の 6 ヶ月前までに、事前にお客様に通知するものとします。未提供分の本サービスの料金はお客様に返金します。

第 19 条 サービス終了時の措置

本サービスの提供が終了した時、富士フイルム BI は、本サービスの提供終了 28 日後にユーザー ID を無効にし、お客様の本サービスへのログインを停止するとともに、本サービスに残存するデータ等が存在する場合には、これを消去するものとします。お客様は、本サービスの終了までに、お客様の費用と責任において、お客様データをバックアップまたは自らの記録装置に移動しておくものとします。

第 20 条 その他

1) 準拠法

本規約は日本法に準拠しこれに基づき解釈されるものとし、本規約から生じまたはこれに関連する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所とします。

2) 適用言語

本規約は、日本語版を正本とします。

3) プライバシー

富士フイルム BI は、お客様から提供される個人情報の収集、利用及び管理に関し、適用される個人情報の保護に関する法令および以下のプライバシーポリシーを遵守します。

https://direct-fb.fujifilm.com/ap1/sc/no_login_privacy_policy/

4) 譲渡禁止

お客様は、本規約または本規約に基づく権利および義務の一部または全部を、富士フイルム BI からの事前の書面による同意なく譲渡することはできません。富士フイルム BI は、自己の関連会社が、本規約を遵守することを条件に、お客様の事前の同意を得ることなく、本規約または本規約に基づく権利および義務の一部または全部を当該関連会社に譲渡することができるものとします。

5) 輸出規制

本サービスを通じてデータ、ソフトウェアまたはその他のコンテンツを転送、掲示またはアップロードするなどの、本サービスおよび本ソフトウェアの利用には、お客様の所在国その他の国の輸出規制関連法令が適用される場合があります。お客様は、適用されるすべての輸出規制関連法令を遵守することに同意します。

6) 権利不放棄

本規約に定める富士フィルム BI の全部又は一部の権利放棄は、富士フィルム BI が書面により署名したものでない限り、法的効力はありません。富士フィルム BI が本規約に基づくある権利を放棄した場合においても、他の機会における同じ権利の放棄とはみなされません。

7) 可分性

本規約のいずれかの部分が、無効または執行不能とされたときは、その部分は、両当事者の本来の意図が可能な限り反映される形で、適用法令に則して解釈され、残余部分については、完全に有効に存続するものとします。

8) 完全合意

本規約は、お客様と富士フィルム BI との間における完全な合意を構成し、お客様による本サービスの利用について規定するものであり、本サービスに関するお客様と富士フィルム BI との間における従前の合意と置き換えられます。

9) 契約条項の存続

本規約において、その性質から本契約の終了または満了後も有効に存続すると考えられる条項は、そのように解釈されるものとします。

10) 反社会的勢力の排除

- (a) お客様ならびに富士フィルム BI は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- (b) お客様ならびに富士フィルム BI は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させる相当な努力を払う義務を負うものとします。
- (c) お客様ならびに富士フィルム BI は、前二号に対する違反を発見した場合、すみやかに

これを是正するものとし、当該違反が他の当事者に影響を与えると判断した場合には、直ちに他の当事者にその事実を報告します。

附則

2026年3月1日 制定